

# 役員等の報酬に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑の実福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長とは、理事会において選任され、法人を代表し業務を監督、執行する者をいう。
- (3) 業務執行理事とは、理事会において選任され、法人の業務を指導、執行する者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受けるものであり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費・日当を含む）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定めるとおり、評議員、理事長及び業務執行理事、理事、監事に対して支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

## (報酬の額の算定方法)

第4条 評議員、理事長及び業務執行理事、理事に対する報酬の額は、当該各号に定める範囲内で理事会において決定する。

- (1) 理事長及び業務執行理事 報酬（別表1に定める額）
- (2) 上記以外の役員等 報酬（別表2（1）（2）（3）に定める額）

## (報酬の支給方法)

第5条 報酬等の支給の時期は、当該各号に定める時期とする。

- 2 理事長及び業務執行理事の報酬 毎月 21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は職員給与規程第8条の規定に準じて支給）
- 3 報酬は、理事長及び業務執行理事の報酬を除き、評議員会、理事会への出席

など法人・施設運営のための業務にあたった都度現金により本人に支給する。  
4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(役員等の日当及び宿泊料)

第6条 役員等が職務のため出張したときは、「役員等の費用弁償規程」により交通費のほか日当及び宿泊料を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 9月14日から施行する。

別表1（理事長及び常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額	
理事長	月額 50,000円	
業務執行理事	月額 50,000円	職員給与の支給がない場合

別表2

（1）評議員

	日額
評議員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円